

松江市告示第 24 号

松江市「食」の自立支援事業実施要綱（平成 17 年松江市告示第 96 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 1 月 29 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、松江市が実施する松江市「食」の自立支援事業(一人暮らしの虚弱な在宅高齢者等を訪問し、栄養のバランスのとれた<b>食事</b>の提供及び安否確認を行い、健康状態に異常があった場合は、関係機関に連絡等を行う_____</p> <p>_____事業。</p> <p>以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めることにより、事業の円滑な実施による高齢者の自立と生活の質の確保を図り、福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>(<u>実施主体等</u>)</p> <p>第 2 条 <b>事業の実施主体は松江市(以下「市」という。)</b>とする。ただし_____、_____対象者及び実施日の決定以外の業務については、適切な事業運営が確保できる</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、松江市が実施する松江市「食」の自立支援事業(一人暮らしの虚弱な在宅高齢者等を訪問し、栄養のバランスの取れた<b>給食</b>の提供及び安否確認を行い、健康状態に異常があった場合は、関係機関に連絡等を行う<u>とともに食の自立の観点から十分なアセスメントを行い、食関連サービス</u>を計画的、有機的につなげる事業。</p> <p>以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めることにより、事業の円滑な実施による高齢者の自立と生活の質の確保を図り、福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>(<u>実施主体</u> )</p> <p>第 2 条 _____<b>事業の実施に当たり、市は</b>対象者及び実施日の決定以外の業務については、適切な事業運営が確保できる</p>

と認められる団体(以下「事業者」という。)  
に市が委託して行うものとする。

(実施日等)

第4条 事業は、年末年始(12月31日から翌年の1月3日まで)を除き、第6条の規定により事業の利用を要すると決定された者(以下「利用者」という。)の必要に応じて実施するものとし、その詳細 \_\_\_\_\_ については、仕様書で別に定める。

(事業者変更の届出及び決定)

## 第7条 利用者

\_\_\_\_\_ は、やむを得ない事情により事業者を変更するときは、別に定める「食」の自立支援事業利用変更届出書を市長に提出しなければならない。

### 2 略

(費用の負担)

第8条 利用者は、事業利用時に、食材料費及び調理費の相当額に消費税及び地方消費税を加えた額として、\_\_\_\_\_ 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を事業者を支払わなければならない。

(1) 主食及び副食 \_\_\_\_\_ 1食当たり 450円

(2) 副食のみ \_\_\_\_\_ 1食当たり 400円

2 利用の変更・中止・廃止等の連絡が困難であった場合に発生した食事の費用は、利用者が負担するものとする。

(利用者との協議等)

第10条 事業者は、第6条に規定する「食」の自立支援事業利用決定通知を受けたと

と認められる団体(以下「事業者」という。)  
へ委託するものとする。

(実施日等)

第4条 事業は、年末年始(12月31日から翌年の1月3日まで)を除き、昼食及び夕食を利用者の必要に応じて提供するもの \_\_\_\_\_ とし、事業の実施における詳細 \_\_\_\_\_ については、仕様書で別に定める

(事業者変更の届出及び決定)

第7条 前条の規定により事業の利用を要すると決定された者(以下「利用者」という。)は、やむを得ない事情により事業者を変更するときは、別に定める「食」の自立支援事業利用変更届出書を市長に提出しなければならない。

### 2 略

(費用の負担)

第8条 利用者は、事業利用時に、食材料費及び調理費の相当額 \_\_\_\_\_ として 1食当たり 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を事業者を支払わなければならない。

(1) 主食及び副食の場合 410円 \_\_\_\_\_

(2) 副食のみの場合 360円 \_\_\_\_\_

(利用者との協議等)

第10条 事業者は、第6条に規定する「食」の自立支援事業利用決定通知を受けたと

きは、食事の配達時刻等事業の内容について、速やかに利用者と協議しなければならない。

2 担当ケアマネジャー又は地域包括支援センターは、利用者又は利用を希望する者について、食の自立という視点でサービスの利用状況等を確認し、定期的に\_\_\_\_\_調整を行うものとする。

3 略

きは、昼食又は夕食の配達時刻等事業の内容について、速やかに利用者と協議しなければならない。

2 事業者は、市の福祉担当職員、民生委員、高齢者クラブ等の関係機関と必要に応じて連携を保ち、地域福祉事業の推進に協力するものとする。

3 担当ケアマネジャー又は地域包括支援センターは、利用者又は利用を希望する者について、食の自立という視点でサービスの利用状況等を確認し、定期的にアセスメントやサービスの利用調整を行うものとする。

4 略

## 附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。